

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月17日（平成29年（行情）諮問第98号）

答申日：平成29年10月30日（平成29年度（行情）答申第275号）

事件名：「「児童扶養手当」の支給に係る行政機関の瑕疵による未支給が生じた場合、「裁判」の手段でのみの対応となる根拠に言及している文書」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「児童扶養手当」支給に係る行政機関の瑕疵による未支給が生じた場合、「裁判」の手段でのみの対応となる根拠に言及している文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年11月30日付け厚生労働省発雇児1130第4号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

平成28年特定月日時点では、当時の担当者特定職員から、「児童扶養手当支給に係る行政機関の瑕疵による未支給については「児童扶養手当法」では一切言及されていない為「裁判」のみでしか対応できない」との教示があった為（平成28年特定月日 厚生労働省特定部署にて）

##### （2）意見書

審査請求人から、意見書が当審査会宛て提出（平成29年5月8日受付）された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人は、平成28年10月31日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年12月20日付け(同月21日受付)で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 児童扶養手当について

児童扶養手当(以下「手当」という。)は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当である。

手当の支給対象者は、父母が婚姻を解消した場合や父又は母が死亡した場合等の要件に該当した児童を監護する母又は当該児童を監護し、かつ、生計を同じくする父等であり、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)から受給資格及び手当の額について認定を受けた者に対し、原則毎年4月、8月及び12月にそれぞれの前月までの4ヶ月分の手当が支給される。

### (2) 原処分の妥当性について

審査請求人は、行政機関の瑕疵による手当の未支給が生じた場合、裁判以外に公的に訴える手段がない根拠に言及している文書の開示を求めているが、児童扶養手当法に基づく都道府県知事等のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、同法17条及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)2条の規定等に基づき都道府県知事に審査請求をすることができることされている。

以上のことから、処分庁において本件対象文書を作成、保有していないことに不合理な点は認められないため、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

## 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月8日 審査請求人から意見書を收受

④ 同年10月11日 審議

⑤ 同月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

審査請求人は、行政機関の瑕疵による手当の未支給が生じた場合、裁判以外に公的に訴える手段がない根拠に言及している文書の開示を求めているが、児童扶養手当法に基づく都道府県知事等のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、同法17条及び行政不服審査法2条の規定等に基づき都道府県知事に審査請求をすることができるとされている。

以上のことから、処分庁において本件対象文書を作成、保有していないことに不合理な点は認められないため、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、市町村長による処分に不服がある場合の対応について、詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

行政不服審査法4条において、審査請求は特別の定めがある場合には、その法の規定を適用することとされている。本件の場合、法律による特別の定めとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）255条の2第1項において、市町村長その他の市町村の執行機関がした法定受託事務に係る処分についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事に対して行うこととされている。児童扶養手当法においては、市町村長が行った処分に係る審査請求について、特別に定めた規定はないため、地方自治法255条の2第1項の規定が適用される。

以上から、市町村長が行った処分についての審査請求は、地方自治法255条の2第1項を根拠として、都道府県知事に対して行うこととなる。

なお、行政不服審査法は平成26年に全部改正されている（平成28年4月1日施行）が、上記取扱いについては、同様の取扱いとなっている。

(3) 以上を踏まえ、検討する。

児童扶養手当法 17 条で、都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、「都道府県知事に審査請求をすることができる」とされている。また、市町村長のした手当の支給に関する処分についても、地方自治法 255 条の 2 第 1 項に基づき都道府県知事に対して行うこととされており、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）による地方自治法の改正によっても、同項にのっとった運用に変更はない。

したがって、行政機関の瑕疵による未支給が生じた場合、児童扶養手当法等に基づく審査請求ができることは明らかであり、裁判以外の方法でも対応可能であることから、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子